

栃木県労働基準協会連合会

令和2年11月1日

第50号

発行 (一社) 栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市英瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp
発行人 藤田英二 印刷 鈴木印刷株式会社

着任のご挨拶

栃木労働局長 藤浪 竜哉



本年9月1日付けで栃木労働局長に着任いたしました藤浪でございます。

栃木県労働基準協会連合会の皆様方には、日頃より労働行政の円滑な推進につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の景気は一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況にあります。県内の雇用情勢も、本年8月の有効求人倍率が0.95倍と2カ月連続で1倍を切り、6年8カ月振りの低い水準となっております。

このような中、働き方改革関連法が昨年4月から順次施行され、本年4月からは中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されるなど、働き方そのものを見直すことが必要となりました。期せずして、新型コロナウイルスの感染拡大は、多くの企業にとって働き方を見直す契機となったことと思いますが、この流れを一過性のものとせず、継続的な取り組みとしていくことが必要です。

栃木労働局では、令和2年度において、雇用調整助成金の迅速な支給をはじめとする「新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応」とともに、「働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進」、「安全・安心に働くことができる職場づくり」及び「人材不足への対応、多様な人材が活躍できる職場づくり」を重点施策として取り組んでいるところです。

これらを着実に展開することを通して、栃木県の皆様が安全、安心に働くことができ、そして活躍できる職場環境の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

最後に、貴連合会の皆様のご理解とご協力を改めてお願い申し上げて、着任の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

栃木労働局からのお知らせ①（監督課）

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、栃木労働局では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月、厚生労働省）に基づき、労働時間を適正に把握し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和2年4月、厚生労働省）

1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

(1) 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました（建設事業、自動車運転業務等、上限規制の適用が猶予・除外されている特定の事業・業務を除く。）。臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

(2) 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定の締結に当たっては、労働者の代表とともに、その内容が指針「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」（平成30年9月、厚生労働省）に適合したものとなるようにしてください。

2 年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得を促進しましょう。

(1) 労働基準法が改正され、年5日の年休を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、全て取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

3 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

(1) 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。

(2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

(3) 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

1 職場風土を改革しましょう。

2 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

3 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

（厚生労働省ホームページ URL…<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>）

栃木労働局からのお知らせ②（賃金室）

栃木県最低賃金

※ 事業場の見やすい場所に掲示してください。



時間
額

854 円

発効日：令和2年10月1日

「栃木県マスコットキャラクター とちまるくん」

必ずチェック 最低賃金！使用者も 労働者も
（最低賃金は常時作業場の見やすい場所に掲示する等により周知しなければなりません）

- ◎ 栃木県内で事業を営むすべての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- ◎ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反となり処罰されることがあります。
- ◎ 最低賃金には、精皆手当・通勤手当・家族手当・臨時に支払われる賃金及び時間外割増賃金等は含まれません。
- ◎ 詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

安全活動共同宣言

栃木県における労働災害は、近年 1,800 人前後で推移してきたが、昨年の休業 4 日以上之死傷者は 1,931 人を数え、高年齢労働者による災害の増加等もあって、2 年連続の増加となり、過去 10 年間で最多件数を更新した。本年に入っても、引き続き高年齢労働者による災害や転倒災害の発生が目立つなど、憂慮すべき状況が続いており、労働災害の撲滅に向け、我々はこれまでにない新たな取組を模索しつつ、一層自主的な努力を続けていかななくてはならない。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等もあり、休業ほか生産調整や業務縮小を余儀なくされている業種も認められる中、有効求人倍率が 1 倍を下回るなど厳しい雇用情勢が続いている。

また、依然として過重労働等により尊い命や健康が損なわれる事案が発生しているほか、仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスによる健康障害の発症は後を絶たない状況にある。

このような状況の中、安全・安心で健康に働くことができる魅力ある職場づくりに向けて、第 13 次労働災害防止計画における重点事項を確実に実施するため、経営トップの強いリーダーシップのもと、安全衛生管理体制を強化し、労使その他全ての関係者が、互いに協力し、リスクアセスメントや危険予知活動、雇入れ時をはじめとする安全衛生教育等の労働災害防止対策の充実に取り組むことが必要不可欠である。さらには、「働き方改革」を進め、長時間労働を是正するとともに、過重労働による健康障害を防止し、ストレスチェックなどの「メンタルヘルス対策」、「治療と職業生活の両立支援」についても取り組むことが重要である。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、以上の取組に加え、安全活動の実行にあたっては、① 密閉空間、② 密集場所、③ 密接場面という 3 つの条件が重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組むこととする。

ここに、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、全ての関係者が一丸となり、全力をあげて労働災害の防止に取り組むことを誓う。

以上、宣言する。

令和 2 年 9 月 15 日

栃木労働局

（一社）栃木県労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会栃木県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

共同宣言重点実施事項

【第13次労働災害防止計画重点事項】

- ①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤化学物質等による健康障害防止対策の推進、企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑥安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑦国民全体の安全・健康意識の高揚

1 安全衛生活動の推進

- ア 安全衛生管理体制の確立
- イ 職業生活における効果的な安全衛生教育の実施等
- ウ 自主的な安全衛生活動の促進
- エ リスクアセスメントの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ア 建設業における労働災害防止対策
- イ 製造業における労働災害防止対策
- ウ 林業における労働災害防止対策
- エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

3 業種横断的な労働災害防止対策

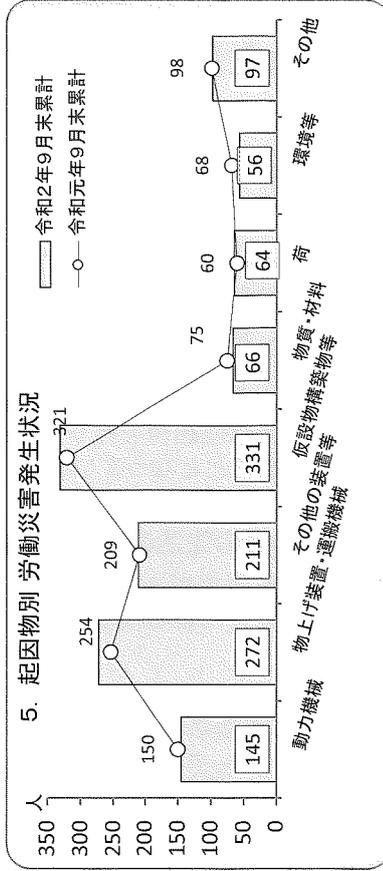
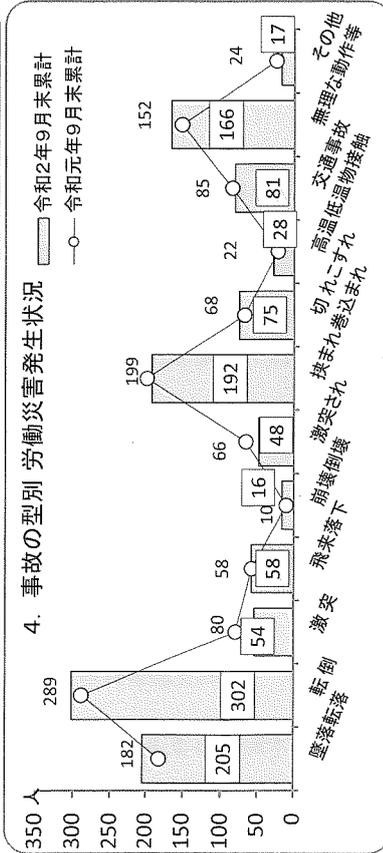
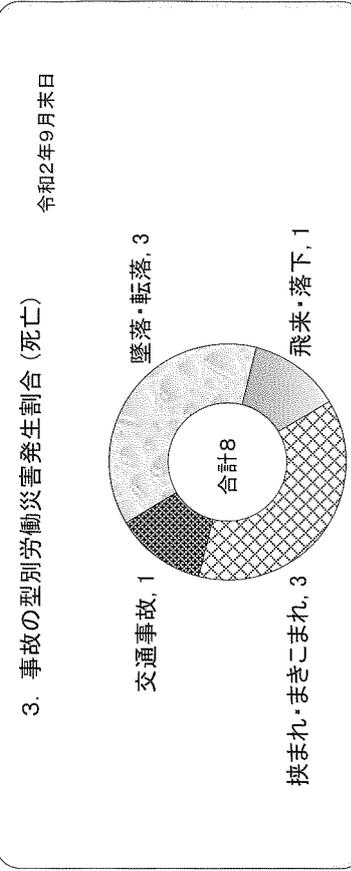
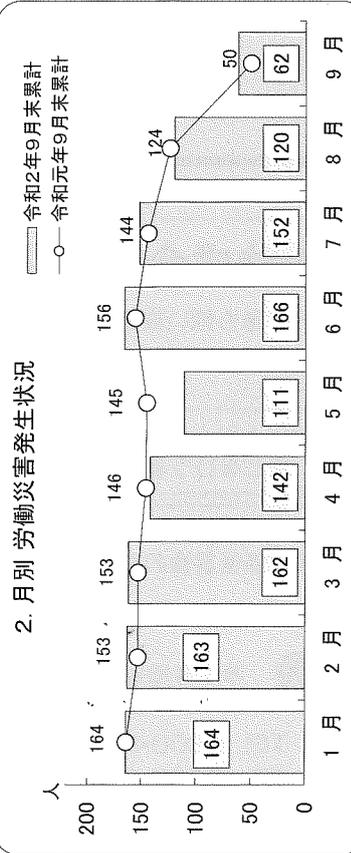
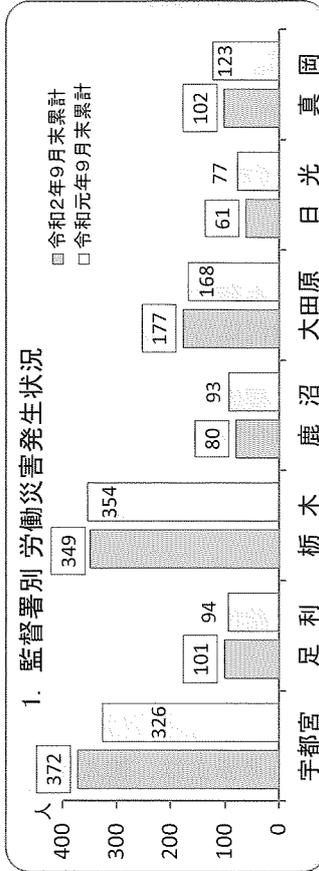
- ア 高年齢労働者による労働災害防止対策
- イ 転倒災害防止対策
- ウ 交通労働災害防止対策
- エ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- オ 熱中症予防対策

労働災害発生状況 (令和2年9月末現在)

(令和2年9月末現在)

主要業種別労働災害発生状況 (休業4日以上)の死傷病報告書による統計で、死亡者数は内数である。

区分	令和元年		令和2年		増減数	増減率(%)
	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数		
全産業	1,235	8	1,242	8	+7	+0.6
製造業	373	4	333	2	-40	-10.7
建設業	127	2	117	2	-10	-7.9
道路貨物運送業	147		152		+5	+3.4
陸上貨物取扱業	2		12		+10	+500.0
林業	536	1	589	4	+53	+9.9



労働保険適用促進強化期間 11/1~11/30
『急な雨でも、従業員を守る。転ばぬ先の傘。労働保険』

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険とを総称したもので保険給付はそれぞれ別個に行われます。

1 労災保険給付に要した費用の一部を徴収することもあります

労災保険は、労働者が業務上又は通勤途上で負傷したり、あるいは不幸にも死亡された場合に労災保険法の規定により、負傷した労働者又は遺族に対し補償を行うもので、保険給付は労働基準監督署で行っております。

なお、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

2 失業した労働者の生活の安定と再就職を促進

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付金の支給を行い、失業した労働者の生活の安定と再就職を促進し、併せて労働者の福祉の増進を図るための事業を行う制度で、保険給付は公共職業安定所で行っています。

3 労働者を使用する事業主は加入することが義務づけられています

「労働保険」は、労災保険法と雇用保険法の規程により、労働者を使用する事業主は、加入することが義務づけられていますので、まだ加入手続をされていない事業主は最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で加入手続をしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお尋ねください。

栃木労働局総務部労働保険徴収室
電話 028-634-9113

● ● ● ● 業務改善助成金のご案内 ● ● ● ●

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の
概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成対象
事業場

以下の2つの要件を満たす事業場
①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
②事業場規模100人以下

※支給要件等の詳細は



厚生労働省 業務改善助成金

検索

- お問合せ先：栃木働き方改革推進支援センター TEL 0800-800-8100
県北出張所 TEL 0800-800-8103
- 申請先：栃木労働局雇用環境・均等室 TEL 028-633-2795

新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は
「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください！

▶▶新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

●開設期間等

令和2年10月1日～令和3年1月31日（土・日・祝日・年末年始を除く）

受付時間 8:30～17:15

▶▶新型コロナウイルス感染症に関しては、感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響することが考えられ、医師等の指導を受けたら、企業に申し出て、次のような措置が受けられます。

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和3年1月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮 等

▶▶妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする次のような不利益取扱いは禁止されています。

解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要 等

問い合わせ先：栃木労働局雇用環境・均等室（電話028-633-2795）

新型コロナウイルス感染症に関する
母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご利用ください！

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援します。

■助成内容：

休暇の取得日数	助成額
労働者1人当たり有給休暇計5日以上20日未満	25万円
以降20日ごとに	15万円加算（上限100万円）

※1事業所20人まで

■申請期間：令和2年6月15日～令和3年3月1日まで

■申請先：栃木労働局雇用環境・均等室（☎028-633-2795）



中小企業無災害記録が達成されました

★★中災防・中小企業無災害記録証授与制度★★

令和2年4月以降、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証（表彰状）と副賞（表彰盾）が授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に安全管理活動の活発な取り組みをお願いいたします。

なお、この制度についての詳細は（一社）栃木県労働基準協会連合会（028-678-2771）にお問い合わせください。

住所	事業場名	種別	期間	労働者数
小山市	大進鉄工株式会社 栃木工場	第四種 （銀賞）	平成23年5月26日 ～令和2年7月22日	61名

令和2年度（一社）栃木県労働基準協会連合会長表彰

本年9月28日に開催予定でした令和2年度の栃木地方産業安全衛生大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、同日付の栃木県労働基準協会連合会長表彰は例年どおり実施し、各地区労働基準協会長からご推薦を受けた下記の方々が授賞され、各地区労働基準協会を通じて表彰状等が伝達されました。

（令和2年9月28日付、敬称略）

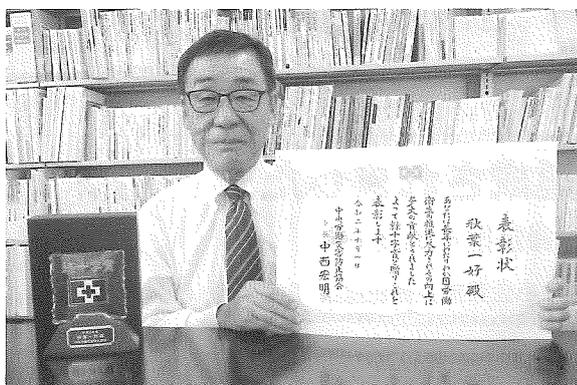
【安全功績賞】

- 1 赤羽 富士男
（㈱クボタ宇都宮工場勤労課安全担当）
- 2 古川 功
（オグラ金属㈱総務部教育担当）
- 3 立花 尚
（GKNドライブラインジャパン㈱代表取締役副社長）
- 4 新里 純也
（藤倉化成㈱佐野事業所佐野管理部部長）
- 5 打越 昭男
（日瓢礦業㈱工場長）
- 6 森 剛
（大日本塗料㈱那須工場製造第2課長）
- 7 荒 武 幸
（徳力精工㈱栃木工場取締役工場長）
- 8 阿部 順市
（㈱真岡製作所取締役常務執行役員業務センター長）

【労働衛生功績賞】

- 1 岡田 隆夫
（レオン自動機㈱人事部長）
- 2 鈴木 透
（日本製紙㈱関東工場総務課長兼教育理事）
- 3 吉沢 秀則
（いすゞ自動車㈱栃木工場安全健康管理担当）
- 4 島藤 点
（㈱竹中 総務部長）
- 5 中村 昌智
（大貫木材工業㈱生産管理部部長）
- 6 熊谷 正行
（富士電機機器制御㈱大田原事業所課長補佐）
- 7 小平 一郎
（㈱別倉製作所代表取締役）
- 8 小倉 俊昭
（㈱アサヒ看板店代表取締役）

秋葉一好氏が中災防の緑十字賞を授賞されました。



労働衛生コンサルタントの秋葉一好氏（市貝町）が本年度の中災防・緑十字を受賞されました。本年度の中災防主催の全国産業安全衛生大会は10月に札幌市で開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染予防のため同大会は中止になりました。

同大会の総合集会で表彰を予定されておりました89名の緑十字賞の授賞決定者には、過日、中災防から表彰状、表彰楯、バッジが送付されてきましたので、秋葉氏に伝達いたしました。

秋葉氏は永年にわたり、当連合会の労働衛生関係技能講習や同実技講習の講師を担当しているほか、建災防の石綿作業主任者の技能講習の講師や、栃木産業保健総合支援センターの労働衛生工学担当の産業保健相談員として栃木県内の産業保健活動の発展に多大な貢献をされたことなどにより、中央労働災害防止協会会長から緑十字賞を授賞されたものです。

誠にありがとうございます。

令和3年4月1日から「溶接ヒューム等」が 特別化学物質として規制対象になります

金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム」は、これまで「粉じん」として健康障害防止措置が義務付けられて来ましたが、今般、溶接ヒュームに含まれる化学物質が労働者に健康障害を及ぼすおそれのあることが明らかになったため、新たに**特定化学物質に追加し**、暴露防止措置などの必要な措置を講じることを目的に、本年4月22日付で労働安全衛生法施行令及び特別化学物質予防規則等関係政省令の一部を改正する改正政省令が公布され、来年4月1日から施行されることとなりました。

この改正により、**特定化学物質等作業主任者の選任**や**特殊健康診断**、**作業環境測定等実施**などの健康障害防止措置が事業者に新たに義務付けられました。

1 改正政省令の概要

- (1) 特定化学物質（第2類物質）に「溶接ヒューム」とこれまでマンガンから除かれていた「塩基性酸化マンガン」が追加されました。
- (2) これまで金属アーク溶接作業を行う者については「アーク溶接特別教育」の受講が義務付けられていましたが、今般の改正でアーク溶接作業の現場指揮者には、新たに「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」修了者の中から**作業主任者を選任**することが義務付けられました。（作業主任者の選任については、経過措置により施行日は令和4年4月1日。）
- (3) 今回の改正で、金属アーク溶接等作業で「溶接ヒューム」に暴露する作業者については、6か月以内ごとに1回定期的に「**特殊健康診断**」の実施が義務付けられました。（じん肺法に係る健康診断は別途必要）
- (4) 「塩基性酸化マンガン」の製造・取扱業務を行う屋内作業場は、作業環境測定の対象となりました。（「溶接ヒューム」に係る作業を行う屋内作業場は適用除外。）

※「金属アーク溶接等作業」には、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングのすべてが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。なお、自動溶接を行う場合、溶接中に溶接機のトーチ等に近づく等、溶接ヒュームに暴露する恐れがある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片づけ作業等は含まれません。

2 改正法の施行スケジュールについて

令和3年4月1日～

- 特殊健康診断の実施、全体換気の実施、安全衛生教育の実施、関係者以外立入禁止措置、有効な呼吸用保護具の備え付け等
- 継続的に金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場について、個人サンプラーによる空气中的溶接ヒューム濃度の測定（年度内）

令和4年4月1日～

- 「特定化学物質等作業主任者技能講習」修了者の中から作業主任者を選任
- 作業場内の溶接ヒューム濃度に応じた換気、適切な呼吸用保護具の選択と使用等

- ⑱ 2年6月26日付け 栃木労働局長
(趣旨) 令和2年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱の改正について周知依頼
- ⑲ 2年7月2日付け 栃木労働局長
(趣旨) 2019年職場における熱中症の発生状況(確定値)等について周知依頼
- ⑳ 2年7月2日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨) チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する労働者に対する特別教育の実施について周知依頼
- ㉑ 2年7月22日付け 栃木労働局長
(趣旨) 令和2年度(第71回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について周知依頼
- ㉒ 2年7月31日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨) 社会福祉施設における労働災害防止に向けたより一層の取組について協力依頼
- ㉓ 2年8月6日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨) 陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取り組み推進について協力依頼
(トラック荷台からの転落防止等荷役災害対策の推進)
- ㉔ 2年8月11日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨) 8月以降における熱中症予防対策の徹底について周知依頼
- ㉕ 2年8月17日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨) 令和2年度「『見える』安全活動コンクール」の実施等について周知依頼
- ㉖ 2年8月27日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた全国労働衛生週間の対応について要請及び周知依頼
- ㉗ 2年9月1日付け 栃木労働局長
(趣旨) 栃木県最低賃金の周知広報について依頼
- ㉘ 2年9月7日付け 栃木労働局長
(趣旨) 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について周知依頼
- ㉙ 2年9月7日付け 栃木労働局長
(趣旨) 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について周知依頼
- ㉚ 2年9月16日付け 栃木労働局長
(趣旨) 10月における年次有給休暇の取得促進について周知広報依頼
- ㉛ 2年9月23日付け 栃木労働局長
(趣旨) 安全活動共同宣言の周知等について協力依頼
- ㉜ 2年9月24日付け 栃木労働局長
(趣旨) 栃木県最低賃金の周知広報について協力依頼

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ①11月4日(水)～6日(金) 特殊健康診断
宇都宮工業団地管理センターほか
- ②11月5日(木) リスクアセスメント実務研修会
栃木県護国会館
- ③12月3日(木) 粉じん特別教育
栃木県護国会館
- ④1月18日(月)～19日(火) 第2回職長等教育
栃木県護国会館
- ⑤1月26日(火) 労務管理講習会
とちぎ福祉プラザ・多目的ホール

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ①11月26日(木) 足利地区産業安全衛生大会表彰式
足利市民プラザ
- ②11月28日(土) リスクアセスメント実務研修会
足利市民プラザ
- ③12月9日(水)～10日(木)
有機溶剤作業主任者技能講習
足利市民プラザ

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ①11月26日(木) 第3回理事会
小山グランドホテル
- ②1月15日(金) 労務管理セミナー
小山グランドホテル

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ①12月8日(火)～9日(水) 職長教育
佐野市勤労者会館
- ②12月11日(金) 第3回理事会
場所等未定
- ③12月15日(火) 労務管理セミナー
佐野市勤労者会館
- ④1月21日(木) 職長能力向上教育
佐野市勤労者会館

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ①11月6日(金) 鹿沼地区産業安全衛生大会
(株)福田屋百貨店鹿沼店
- ②11月18日(水) 総務部会
鹿沼市民情報センター
- ③11月26日(木) 理事会
鹿沼市民情報センター

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ①11月6日(金) 塩那地区産業安全衛生大会
勝田屋記念会館
- ②11月26日(木)～27日(金) 第2回職長教育
栃木県立県北体育館
- ③12月8日(火) リスクアセスメント担当者研修
栃木県立県北体育館
- ④1月27日(水)～28日(木) 第3回職長教育
栃木県立県北体育館

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ①11月12日(木)
日光地区産業安全衛生大会(規模を縮小しての開催)
日光市民活動支援センター
- ②11月27日(金)
自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育
日光市大沢公民館
- ③12月11日(金) リスクアセスメント担当者研修
日光市大沢公民館
- ④1月18日(月) フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
(林災防協力) 日光市大沢公民館
- ⑤1月27日(水) 職長能力向上教育
日光市大沢公民館

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ①11月2日(月) 転倒災害予防の体力測定(THP)
真岡市青年女性会館
- ②11月5日(木) 真岡地区優良従業員等表彰式
日産自動車(株)栃木工場
- ③11月25日(水) KYT研修 真岡市公民館
- ④12月2日(水)～3日(木)
安全管理者選任時研修
真岡市公民館西分館
- ⑤1月19日(火)～20日(水)
産業用ロボット特別教育(座学)
真岡市公民館

2020年度各種技能講習等実施計画

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
11	4 (水) ~ 5 (木)	鉛作業主任者講習①	建設産業会館	8/ 5 (水)	10/21 (水)
	12 (木) ~ 13 (金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	〃	8/17 (月)	10/29 (木)
	16 (月) ~ 17 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	〃	8/17 (月)	11/ 2 (月)
	25 (水)	衛生推進者養成講習①	護国会館	8/25 (火)	11/11 (水)
12	7 (月) ~ 8 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	9/ 7 (月)	11/24 (火)
	14 (月) ~ 16 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	〃	9/14 (月)	11/30 (月)
	21 (月) ~ 22 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	〃	9/23 (水)	12/ 7 (月)
1	12 (火) ~ 13 (水)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	10/12 (月)	12/25 (金)
	18 (月) ~ 21 (木)	外国人技能実習制度養成研修②	〃	全基連	全基連
	25 (月) ~ 26 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	〃	10/26 (月)	1/12 (火)
2	2 (火) ~ 3 (水)	栃木 KYT トレーナー研修② (中災防主催)	建設産業会館	随 時	先着順
	8 (月) ~ 9 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	〃	11/ 9 (月)	1/25 (月)
	15 (月) ~ 17 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	〃	11/16 (月)	2/ 1 (月)
	18 (木) ~ 19 (金)	安全衛生推進者等養成講習⑤ (一般③)	〃	11/18 (水)	2/ 4 (木)
	24 (水) ~ 25 (木)	安全管理者選任時研修②	護国会館	11/24 (火)	2/10 (水)
3	1 (月) ~ 2 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑫	建設産業会館	12/ 1 (火)	2/15 (月)
	8 (月) ~ 9 (火)	乾燥設備作業主任者技能講習⑫	〃	12/ 8 (火)	2/22 (月)
	15 (月) ~ 16 (火)	プレス機械作業主任者技能講習⑬	〃	12/15 (火)	3/ 1 (月)
	22 (月) ~ 23 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	〃	12/22 (火)	3/ 8 (月)

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL [<http://www.tochikiren.or.jp>]

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00 ~ 17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

TEL : 028-678-2771 FAX : 028-678-2775 Email : info@tochikiren.or.jp

講習種別 (次回更新. いずれも 2024 年 3 月 30 日)	登録番号
プレス機械作業主任者技能講習	第 62 号
乾燥設備作業主任者技能講習	第 64 号
鉛作業主任者講習	第 65 号
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	第 66 号
有機溶剤作業主任者技能講習	第 71 号
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第 85 号
安全衛生推進者・衛生推進者養成講習	第 189 号